

681110

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の23 第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】(3)

官武 敏夫

【住所又は本店所在地】(3)

〒107-0052 東京都港区赤坂1-6-1 赤坂ビル5階  
足立・インテグレーション官武・藤田法律事務所

【報告義務発生日】(4)

平成17年4月21日

【提出日】

平成17年4月27日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1

【提出形態】(5)

その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	日本通信株式会社
会社コード	9424
上場・店頭の別	上場 (大阪)
上場証券取引所	フレックス (大阪)
本店所在地	〒140-0013 東京都品川区南大井6-25-3 ビリーヴ大森

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ワブリュー・エル・エフ・ホールディングス・リミテッド (WLF Holdings Limited)
住所又は本店所在地	P.O. Box 457, Offshore Incorporations Centre Road Town Tortola, British Virgin Islands
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1999年9月20日
代表者氏名	クリフ・エル・チャン (Cliff L. Cheung)
代表者役職	取締役
事業内容	投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	32/F, Alexandra House, 18 Charter Road, Central, Hong Kong モニカ・ツイ
電話番号	(852) 2844-1065

※上記の他、代理人連絡先

(2) 【保有目的】(9)

東京都港区赤坂1-6-8 井上赤坂ビル514 足立ハングソン官武藤田法律事務所  
官武敏夫  
(03) 5562-0910

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	16,005		
新株引受権証券(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 16,005	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 16,005		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S <del>179,204.63</del> 213,024.63
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	<del>8.93%</del> 7.51%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	_____

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	833,788.610 (八億三千三百七十八万八千六百十円)
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	833,788.610 (八億三千三百七十八万八千六百十円)

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

委任状  
Power of Attorney

2005年4月27日  
April 27, 2005

本店所在地

Head Office Location

P.O. Box 957 Offshore Incorporations Centre, Road Town,  
Tortola, British Virgin Islands

名称

Name

ダブリュー・エル・エフ・ホールディングス・リミテッド  
WLF Holdings Limited



Name: Cheung Leung Hong, Cliff  
Title: Director

ダブリュー・エル・エフ・ホールディングス・リミテッドは、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

WLF Holdings Limited hereby appoints the below-named person as its true and lawful attorney and grants all its powers and authorizations unto said Attorney to prepare and file on its behalf various reports set forth in the Securities and Exchange Law, Chapter II-3 "Disclosure Concerning the Status of Bulk Holding of Share Certificates etc." and to send copies of such reports.

記

1. 代理人の住所 Address of Said Attorney  
足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所  
東京都港区赤坂1丁目6番8号  
井上赤坂ビル5階  
Adachi, Henderson, Miyatake & Fujita  
Inoue Akasaka Bldg. 5F  
1-6-8 Akasaka, Minato-ku, Tokyo  
JAPAN 107-0052
2. 代理人の氏名 Name of Said Attorney  
弁護士 宮武 敏夫  
Toshio Miyatake, Attorney at Law